

地域自主戦略交付金交付要綱（消防防災施設整備に関する事業）

平成23年4月1日消防消第39号  
一部改正 平成24年4月6日消防消第63号

（通則）

第1条 地域自主戦略交付金制度要綱（平成23年4月1日付け府地戦第33号・警察庁甲官発第109号・総官企第112号・23文科施第4号・厚生労働省発健0401第10号・22農振第2184号・平成23・03・24財地第1号・国官会第2614号・環境政発第110330002号内閣府事務次官・警察庁長官・総務事務次官・文部科学事務次官・厚生労働事務次官・農林水産事務次官・経済産業事務次官・国土交通事務次官・環境事務次官連名通知。以下「制度要綱」という。）に基づく地域自主戦略交付金（消防防災施設整備に関する事業）（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「交付規則」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第2条 この交付金は、地方公共団体の消防防災施設の整備を促進することを目的とする。  
（交付の対象）

第3条 この交付金は、制度要綱別表に定める消防防災施設（以下「交付対象施設」という。）の整備に要する費用を交付の対象とする。

ただし、次の各号に掲げる交付金等を合わせた一団体当たりの交付額が、9,500万円に満たない場合には、当該団体に対して交付決定を行わないものとする。

（1）この交付金

（2）緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成18年4月1日付け消防消第49号）  
に基づく緊急消防援助隊設備整備費補助金

（3）消防防災施設災害復旧費補助金交付要綱（平成23年5月2日付け消防消第72号）  
に基づく消防防災施設災害復旧費補助金

（4）消防防災設備災害復旧費補助金交付要綱（平成23年5月2日付け消防消第73号）  
に基づく消防防災設備災害復旧費補助金

（交付対象施設の規格）

第4条 交付対象施設の規格は、別表第1に定めるとおりとする。

2 交付対象施設は、すべて新規製品でなければならない。

（交付事業の対象者）

第5条 この交付金の交付を受けることができる地方公共団体は、次の各号に掲げる交付対象施設の種類に応じ、それぞれ各号に掲げる都道府県（沖縄県を除く。以下同じ。）及

び指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）とする。

（1）別表第 1 の第 1、第 2、第 4、第 7 及び第 8（救急医療情報収集装置を除く。）に掲げる施設にあっては、当該施設を整備する必要がある都道府県及び指定都市

（2）別表第 1 の第 3 に掲げる施設にあっては、林野火災の状況等から当該施設を配備する必要がある指定都市

（3）別表第 1 の第 5 に掲げる施設にあっては、次のいずれかに該当する地域を有する都道府県及び指定都市

ア 活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項の規定により避難施設緊急整備地域として指定された地域

イ 火山噴火予知連絡会（火山噴火予知計画（昭和 48 年 6 月文部省測地学審議会建議）により設置）の火山活動評価検討会において選定された「監視・観測体制の充実等が必要な火山」（47 火山）の周辺で整備を必要とする地域でアに規定する地域以外の地域

（4）別表第 1 の第 6、第 8（救急医療情報収集装置に限る。）及び第 9 に掲げる施設にあっては、当該施設を整備する必要がある指定都市

（交付対象経費）

第 6 条 この交付金の交付対象経費は、別表第 2 に定めるとおりとする。

（交付率）

第 7 条 この交付金の交付率は、次に掲げるもののほか、交付対象経費の 3 分の 1 以内とする。

（1）別表第 1 の第 1 に掲げる施設にあっては 2 分の 1 以内

（2）離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 4 条の離島振興計画に掲げる施設にあっては 10 分の 5.5 以内

（3）奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 3 条の振興開発計画に掲げる施設にあっては 10 分の 5.5 以内

（4）小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条の振興開発計画に掲げる施設にあっては 10 分の 5.5 以内

（5）活動火山対策特別措置法第 3 条の避難施設緊急整備計画に掲げる施設にあっては 2 分の 1 以内

（6）地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）第 2 条の地震対策緊急整備事業計画に掲げる施設にあっては 2 分の 1 以内

（7）地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）第 3 条の地震防災緊急事業五箇年計画に掲げる施設のうち同法第 4 条第 1 項の適用を受ける施設にあっては 2 分の 1 以内

（8）過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条の過疎地域自立促進市町村計画に掲げる施設にあっては 10 分の 5.5 以内

(交付額)

第8条 消防庁長官は、制度要綱第8により内閣総理大臣から移し替えられた交付金について、制度要綱別添により算出される都道府県及び指定都市ごとの交付限度額以内で、制度要綱第5の事業実施計画に掲げる交付対象事業に要する費用をそれぞれ都道府県及び指定都市に交付する。

(交付申請)

第9条 交付金の交付の申請をしようとする都道府県及び指定都市（以下「交付金事業者」という。）は、交付申請書を、都道府県にあっては消防庁長官に、指定都市にあっては都道府県知事を経由して消防庁長官に提出しなければならない。

2 交付申請書の様式及び当該交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

(1) 交付申請書の様式は別記様式第1によるものとする。

(2) 交付申請書の提出部数は、都道府県にあっては1部、指定都市にあっては2部（消防庁用正本1部、都道府県用副本1部）とする。

(3) 当該交付申請書に添付すべき書類は、別表第3のとおりとする。

ただし、別に定める場合にあっては、既に提出されたものとみなし、添付することを要しない。

3 都道府県知事は、第1項の交付申請書を受理したときは内容を審査し、別記様式第3による交付金交付調書に必要事項を記載のうえ、当該調書の写しを1部添付して消防庁長官に提出しなければならない。

(交付金交付調書)

第10条 都道府県知事は、前条第3項の交付金交付調書を交付金の額の確定等の記録のために保管しなければならない。

(交付の決定等)

第11条 消防庁長官は、第9条の規定により交付申請書の提出があった場合には、法令及び予算の定めるところに従い、交付金の交付を適当と認めるときは、交付金の交付を決定するとともに交付金事業者に対して交付決定の通知をする。

2 交付金事業者が指定都市である場合にあっては、総務大臣は都道府県の支出負担行為担当官に対し、支出負担行為計画の示達を行うものとする。

(交付の条件)

第12条 適正化法第7条及び交付規則第4条の規定に基づく交付条件は次のとおりとする。

(1) 事務費を含む交付事業にあっては、交付事業の経費を事務費へ流用する場合には、別記様式第4により申請し、交付事業の経費の配分の変更について、消防庁長官の承認を受けることを要するものであること。

(2) 交付事業について、次に掲げる変更を行う場合には、別記様式第5（エについては別記様式第6）により申請し、消防庁長官の承認を受けることを要するものであること。

ア 交付対象施設の種類又は交付金額を変更する場合

イ 交付対象施設の配置又は設置場所を変更する場合

ウ 交付対象施設の設計又は構造を変更する場合

エ 第4条に定める規格の一部を変更する場合

オ 林野火災用活動拠点広場に係る交付対象施設の種類又は数量を変更する場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽微な変更を行う場合には、同項の規定に基づく承認を受けることを要しないものとする。

(1) 同一の市街地（消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第2条第1号に規定する市街地をいう。）又は準市街地（消防力の整備指針第2条第2号に規定する準市街地をいう。）内において交付対象施設の配置又は設置場所を変更する場合

(2) 第4条に定める交付対象施設の規格の範囲内で設計又は構造を変更する場合で、交付金額に異動のない場合

(3) 林野火災用活動拠点広場に係る交付対象施設又は数量の変更がある場合で、第4条に定める規格の範囲内に変更するもので交付対象区分ごとの交付金額に異動のない場合

3 交付事業を中止し、又は廃止する場合には、別記様式第7により申請し、消防庁長官の承認を受けることを要するものとする。

4 交付事業が交付申請書に記載した交付事業完了の予定日より遅延する場合において、当該年度内に完了しないとき又は交付事業の遂行が困難となったときは消防庁長官に、その他のときは都道府県知事（都道府県が交付金事業者である場合は、消防庁長官。以下第6項及び第7項、第13条第2項、第14条、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第18条、第19条第1項及び第5項並びに第22条第3項及び第4項において同じ。）に、別記様式第8により速やかに報告してその指示を求めるものとする。

5 この交付金により取得した交付対象施設は、交付事業完了後においても交付金の目的に従い、善良なる管理者の注意をもって効率的に運営管理しなければならない。

6 都道府県知事は、交付事業の完了により当該交付金事業者に相当の収益が生ずると認められた場合において適正化法第7条第2項の規定に基づき、交付金の目的に反しない場合に限り、その交付した交付金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきことを命ずることができる。

7 都道府県知事は、第1項又は第3項の規定に基づき、変更等があったとき及び前項に照らし必要があると認めるときは、第10条の交付金交付調書の都道府県知事保管分に必要事項を記録しなければならない。

（申請の取下げ）

第13条 適正化法第9条第1項の規定に基づく申請の取下げをすることができる期限は、交付決定の日から起算して30日以内とする。

2 前項の取下げは、都道府県知事に申し出ることによって行うものとする。

3 前項の申出があったときは、都道府県知事は速やかに消防庁長官に報告しなければならない。

（状況報告）

第14条 交付金事業者は、適正化法第3条の趣旨に従い、交付金の公正かつ効率的使用と交付事業の誠実な執行に努めるとともに、同法第12条及び交付規則第6条の規定に基づ

き、交付事業の遂行の状況に関し、都道府県知事に必要に応じ報告しなければならない。

(交付事業の遂行等の命令)

第 15 条 都道府県知事は、適正化法第 13 条第 1 項の規定に基づき、交付金事業者が交付金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って交付事業を遂行していないと認めるときは、その者に対し、これらに従って遂行すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、適正化法第 13 条第 2 項の規定に基づき、交付金事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し交付事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

3 都道府県知事は、前 2 項の命令に当たっては、適正化法第 24 条の規定に留意しなければならない。

4 都道府県知事は、第 1 項及び第 2 項の命令に当たっては、必要に応じ消防庁長官に報告を行い、指示を求めることができる。

(実績報告)

第 16 条 交付金事業者は、交付事業を完了し、又は廃止した場合には、適正化法第 14 条の規定に基づき実績報告書を別記様式第 9 により都道府県知事に正本 1 部を提出しなければならない。

2 前項の報告書には、別表第 3 に掲げる書類を添付すること。

ただし、既提出書類とその内容が全く同一の書類については、添付することを要しない。

(実績報告書の提出期限)

第 17 条 実績報告書の提出期限については、適正化法第 14 条前段の場合にあっては、交付事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 1 月以内又はその翌年度の 4 月 5 日までのいずれか早い日とし、適正化法第 14 条後段の場合にあっては、翌年度の 4 月 30 日とする。

(是正のための措置)

第 18 条 都道府県知事は、適正化法第 16 条の規定に基づき、交付事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該交付事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを交付金事業者に命ずることができる。

(交付金の額の確定)

第 19 条 都道府県知事は、実績報告書による審査等のうえ、速やかに交付金の額の確定を行い交付金事業者別に別記様式第 11 により通知しなければならない。

2 交付金の確定額は、交付事業ごとの経費の配分に対応する実支出額に第 7 条に定める交付率を乗じて得た額の合計額とする。

3 都道府県知事は第 1 項の交付金を確定し交付金事業者に確定通知を行うときは、第 10 条に定める交付金交付調書の都道府県知事保管分に記録し、別記様式第 12 により、消防庁長官に速やかに報告するものとし、都道府県の支出官は総務大臣から精算のための支払計画の示達を受けるものとする。

4 交付金の額の確定の通知は、実績報告書の受理後 20 日以内に行うものとする。

5 都道府県知事は確定を行った後、別記様式第 13 の実績報告検収調書に記入し、交付金交付調書と共に保管しなければならない。

6 都道府県知事は、当該都道府県における最終の交付金の額を確定し報告する際には、実績報告検収調書の写しを消防庁長官に送付するものとする。

(交付金の返還の期限)

第20条 交付金の返還の期限については、適正化法第18条第1項の場合にあっては、交付金の交付の決定の取消の通知の日から20日以内とし、適正化法第18条第2項の場合にあっては、交付金の額の確定の通知の日から20日以内とする。

ただし、当該交付金の返還のための予算措置につき、当該団体の議会の議決を必要とする場合で、かつ本条の期限により難しい場合には、交付金の額の確定の通知の日から90日以内で消防庁長官が別に定める日以内とすることができる。

(財産の処分の制限)

第21条 適正化法施行令第13条の規定に基づき処分の制限を受ける財産は、交付対象施設のうち、単価50万円以上のものとする。

2 交付事業により取得した財産の管理者は、交付事業により取得した交付対象施設を交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供しようとする場合又は交付規則第8条に規定する期間内に廃棄しようとする場合には、適正化法第22条の規定に基づき、都道府県にあっては消防庁長官の承認を、指定都市にあっては都道府県知事を経由して消防庁長官の承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けて当該施設を処分したことにより収入があった場合には、その収入の一部を国に納付させることができるものとする。

(交付事業及び交付事業により取得した財産の承継等)

第22条 当該年度の交付事業のほか、前年度の交付事業の事業者(当該年度又は前年度の交付事業により取得した財産の管理者を含む。)の変更については、都道府県知事を経由して消防庁長官に届出なければならない。

2 当該年度若しくは前年度の交付事業により取得した財産の配置又は設置場所の変更については、消防庁長官の承認を受けなければならない。

3 前々年度以前の交付事業により取得した財産の配置又は設置場所の変更及び前条に定める以外の財産の処分については、当該財産を取得してから5年の間は理由を付して都道府県知事に届出なければならない。

4 都道府県知事は前条及び前3項の処分等があった場合には第10条の交付金交付調書の都道府県知事保管分に記録しなければならない。

(交付事業の検査等)

第23条 交付事業は、交付金事業者の定める財務規則等に基づく検収又は竣工検査に合格のうえ完了するものとし、交付金事業者は財産台帳に記録するとともに、仕様書又は構造図等関係書類を必要に応じ保管しなければならない。

2 総務大臣又は都道府県知事は、適正化法第23条の規定に基づき交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは職員をして検査等をさせることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証票(別記様式第14)を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第 24 条 第 4 条に定める規格以外のもの（基本設計の変更を要するものを除く。）を交付対象施設に付加するときは、交付対象事業に係る部分と交付対象事業にならない部分の経費の区分を明確にするとともに、その内容を明記した書類を第 16 条に定める実績報告書に添付するものとする。

2 基本設計の変更を要するようなものを交付対象施設に付加することはできない。

第 25 条 交付対象施設の規格の細目その他の必要な事項は、別に定める。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日消防消第 39 号）

この要綱は、平成 23 年度分の交付金から適用する。

附 則（平成 24 年 4 月 6 日消防消第 63 号）

1 この要綱は、平成 24 年度分の交付金から適用する。

2 平成 23 年度分の交付金については、なお従前の例による。

## 別表第1

### 第1 耐震性貯水槽

1 耐震性貯水槽の規格は次によるものでなければならない。

(1) 形状等は、次のとおりであること。

ア 地下に埋設し、一層式で有蓋のものであること。

イ 容量は40 $\text{m}^3$ 以上であること。

ウ 容量の算定は、連結立管（吸管投入孔の地上部と水槽頂版を結ぶ管をいう。）を含む吸管投入孔及び集水ピット（消防水利の有効利用を図るため、水槽の底部の一部に設置される取水部分をいう。）の容量を除き本体の容量を算定するものであること。

エ 水槽底の深さは、地上から取水可能な程度であること。

(2) 吸管投入孔は、次のとおりであること。

ア 頂版部に設置するもの（容量が1,500 $\text{m}^3$ 以上の場合は4以上とする。）とし、水槽本体の強度を損なわない位置とすること。

イ 原則として丸型とし、直径が60cm以上であること。

ウ 蓋及び蓋を受ける口環を設置するものとし、これらの材質は必要な強度及び耐食性を有するものであること。

エ 連結立管を設置する場合は、移動しないよう水槽本体に取り付けるものとし、水槽本体の強度を損なわないものであること。

(3) 耐震性を有し、かつ、水密性の構造のものであること。この場合、地震時の自重及び固定負載重量に起因する慣性力、地震時土圧及び内水の地震時動水圧は、設置場所の地盤等の条件に基づき耐震設計の計算を行い設計水平震度を求める場合（工場において生産された部材を使用して建設される耐震性貯水槽（以下「二次製品耐震性貯水槽」という。）を除く。）を除き、設計水平震度を0.288として計算すること。

(4) 上載荷重等は、次のとおりであること。

交通荷重は、設置場所が道路で道路管理者との取り決めがない場合又は道路以外で交通荷重が予想される場所に設置する場合には次の条件による。

ア 自動車荷重は、設置場所の状況によりT-20荷重（200kN）又はT-25荷重（250kN）で、土中に45度分散させた等分布荷重とすること。

イ 自動車荷重の衝撃係数は30%とすること。

ウ 歩道部には群集荷重5kN/ $\text{m}^2$ を載荷すること。

エ 交通荷重を載荷しない場合には、原則として不測荷重として10kN/ $\text{m}^2$ を載荷すること。

(5) 主要構造材料及び部材厚等は、次のとおりであること。

ア コンクリートの設計基準強度は、耐久性、水密性を考慮し、現場打ち耐震性貯水槽にあつては24N/ $\text{mm}^2$ 以上、二次製品耐震性貯水槽にあつては30N/ $\text{mm}^2$ 以上とすること。

イ 鉄筋は主鉄筋及び配力鉄筋とも原則としてJISG3112に適合するSD295又はSD345を使用すること。

ウ 頂版、側版、底版には断面算定上は鉄筋を必要としない部分も含めて断面の内側及び外側に直交する各方向とも直径13mm以上の異形鉄筋を30cm以下の中心間隔で配置すること。

エ 鋼材（鋼板）は、コンクリート被覆又は防錆処理が施されたものであること。

オ FRPは、強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂及びガラス繊維強化材を使用したものであること。

カ 主要構造部材の厚さは、現場打ち耐震性貯水槽にあつては30cm以上、二次製品耐震性貯水槽のRC部材にあつては20cm以上、PC部材にあつては15cm以上、鋼鑄材にあつては3.2mm以上、FRP部材にあつては4.5mm以上とし、構造形式に応じて適切に設定すること。

キ 栗石等により、必要な基礎固めをしてあること。

(6) 集水ピットは、次のとおりであること。

ア 十分な強度を有し、かつ、水密性が確保されるものであること。

イ 吸管投入孔のおおむね直下に設置すること。

ウ 一辺の長さ又は直径が60cm以上で、かつ、深さが30cm以上であること。

エ 水槽本体との接合部は、漏水のおそれのない構造であること。

2 地上設置型の規格は第1号の(6)によるほか、次によるものでなければならない。

(1) 形状等は、次のとおりであること。

ア 地上に設置し、一層式で有蓋のものであること。

イ 容量は40 $\text{m}^3$ 以上であること。

(2) 耐震性を有し、かつ、水密性の構造のものであること。この場合、地震時の自重に起因する慣性力、内水の地震時動水圧は、設置場所の地盤等の条件に基づき耐震設計の計算を行い設計水平震度を求める場合（二次製品耐震性貯水槽を除く。）を除き、設計水平震度を0.288として計算すること。

(3) 主要構造材料及び部材厚等は、第1号の(5)のAからEまでによるほか、次によること。

主要構造部材の厚さは、現場打ち耐震性貯水槽にあつては30cm以上、二次製品耐震性貯水槽のRC部材にあつては20cm以上、PC部材にあつては15cm以上、鋼鑄材にあつては3.2mm以上とし、構造形式に応じて適切に設定すること。

(4) 専用導水装置（貯水槽内の水を吸水するために、消防ポンプの吸管を接続する採水口と貯水槽内と採水口を連結する導水管からなる設備をいう。）は2個以上（容量が1,500 $\text{m}^3$ 以上の場合は4個以上とする。）設置するものとし、耐食性を有するものであることのほか、次によること。

ア 採水口は呼び寸法75mmのメネジとし、JISB9912に適合するもの又はこれと同等以上のものであること。

イ 導水管は採水口1個ごとの単独配管とし、口径は毎分1 $\text{m}^3$ 以上取水できるものであること。

(5) 吸管投入孔を設置する場合は、第1号の(2)のAからUまでによること。

- (6) 空気弁（採水時に貯水槽内が負圧にならないよう貯水槽上部に設置する弁をいう。）は、吸水に支障のない口径とし、耐食性を有するものであること
- (7) 人孔（貯水槽内の点検に出入りするために設置する有蓋の開口部をいう。）は、次のとおりであること。
- ア 頂版部に設置するもの（容量が1,500㎡以上の場合は2箇所以上とする。）とし、貯水槽の強度を損なわない位置とすること。
  - イ 原則として丸型とし、直径が60cm以上であること。
  - ウ 材質は、必要な強度及び耐食性を有するものであること。
- 3 飲料水兼用型の規格は第1号(2)を除く。)及び第2号の(4)、(6)並びに(7)によるほか、流入管及び流出管には緊急遮断装置を設置することができる。
- 4 飲料水兼用地上設置型の規格は第2号(5)を除く。)によるほか、流入管及び流出管には緊急遮断装置を設置することができる。
- 5 原則として耐震性貯水槽の直近にその所在が明確に確認できるよう標識を設置しなければならない。ただし、当該耐震性貯水槽の設置位置、道路状況等により標識の設置が特に困難な場合はこの限りでない。

## 第2 備蓄倉庫

備蓄倉庫の規格は次によるものでなければならない。

- 1 耐震性を有し、かつ、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）とすること。
- 2 延べ床面積は30㎡以上であること。
- 3 立地に当たっては、次の条件を満たすものであること。
  - (1) 周辺に危険物を扱う施設がないこと。
  - (2) 水害等の危険性のない土地であること。
  - (3) 輸送用車両が迅速に運行できる道路に面していること。
- 4 構造及び設備は、次の条件を満たすものであること。
  - (1) 備蓄品の搬出が迅速に行い得る構造とすること。
  - (2) (1)の構造により難しい場合は、搬出が迅速に行い得る設備、機械等を設けること。
  - (3) 停電時においても搬出に支障をきたさないよう非常用電源設備を設けること。

## 第3 防火水槽（林野分）

- 1 防火水槽（林野分。以下同じ。）の容量は、40㎡以上とする。
- 2 有蓋の防火水槽の規格は次によるものでなければならない。
  - (1) 形状等は、次のとおりであること。
    - ア 地下式又は半地下式（地表面上の高さは50cm以下であること。）のものであり、かつ、漏水のおそれのない構造であること。
    - イ 一層式であること。
    - ウ 底設ピット（消防水の有効利用を図るため、水槽の底部の一部に設置される取

- 水部分をいう。)を有していること。
- エ 水槽底の深さは、底設ピットの部分を除き地表面から4.5m以内であること。
- (2) 底設ピットは、次のとおりであること。
- ア 十分な強度を有し、かつ、水密性が確保されるものであること。
- イ 吸管投入孔のおおむね直下に設置すること。
- ウ 一辺の長さ又は直径が60cm以上で、かつ、深さが50cm以上であること。
- エ 水槽本体との接合部は、漏水のおそれのない構造であること。
- (3) 吸管投入孔は、第1の第1号(2)によること。
- (4) 容量の算定は、底設ピット及び連結立管を含む吸管投入孔の容量を除き本体の容量を算定するものであること。
- (5) 上載荷重、自重、土かぶり荷重、土圧、地下水圧、内水圧及び浮力に対する強度を有し耐久性があること。この場合の上載荷重は、10kN/m<sup>2</sup>の荷重を考慮するものであること。
- (6) 主要構造材料及び部材厚等は、次のとおりであること。
- ア コンクリートは、材料の均質性、水密性、耐久性を考慮して設計基準強度（4週圧縮強度）は、現場打ち防火水槽にあっては24N/mm<sup>2</sup>以上、工場において生産された部材を使用して建設される防火水槽（以下、「二次製品防火水槽」という。）にあっては30N/mm<sup>2</sup>以上のものであること。
- イ 鉄筋は、主鉄筋及び配力鉄筋は原則として直径13mm以上の異形鉄筋を1,600kg以上使用するものであること。
- ウ 鋼材（鋼板）は、コンクリート被覆又は防錆処理が施されたものであること。
- エ FRPは、強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂及びガラス繊維強化材を使用したものであること。
- オ 頂版、側版、底版及び底設ピットの躯体の厚さは、現場打ち防火水槽にあっては20cm以上、二次製品防火水槽のRC部材にあっては20cm以上、PC部材にあっては15cm以上、鋼製部材にあっては3.2mm以上、FRP部材にあっては4.5mm以上であること。
- カ 給・排水又は吸水のための配管等が原則として底版又は側版部に設置されていないものであること。
- キ 栗石等により、必要な基礎固めをしてあること。
- 3 無蓋の防火水槽の規格は次によるものでなければならない。
- (1) 鉄筋コンクリート造りの半地下式（地表面上の高さは、50cm以下であること。）のものであり、漏水のおそれのない構造であること。
- (2) 第2号(1)イからエまで並びに(2)ア、ウ及びエの規定は、無蓋の防火水槽について準用する。
- (3) 容量の算定は底設ピットの容量を除き本体の容量を算定するものであること。
- (4) 人命の危険防止等のために必要なさく等を施してあること。
- (5) 構造の主要部分の資材状態は次のとおりであること。

- ア 栗石等により、必要な基礎固めをすること。
  - イ 鉄筋は、直径9mm以上のものを700kg以上使用するものであること。
  - ウ 躯体コンクリートの強度は、4週圧縮強度で18N/mm<sup>2</sup>以上とし、各面の厚さは、それぞれ20cm以上であること。
- 4 無底の防火水槽の規格は、次によるものでなければならない。
- (1) 鉄筋コンクリート造りの地下式有蓋のものであること。
  - (2) 吸管投入孔は原則として丸型とし、直径60cm以上であること。
  - (3) 吸水落差は、毎分1.35m<sup>3</sup>以上で30分以上の連続吸水を行った場合において4.5m以下であること。
  - (4) 構造の主要部分の資材状態は次のとおりであること。
    - ア 底面部には厚さ30cm以上の栗石等を敷きつめてあること。
    - イ 鉄筋は直径9mm以上のものを800kg以上使用するものであること。
    - ウ 躯体のコンクリートの強度は、4週圧縮強度で18N/mm<sup>2</sup>以上とし、各面（吸管投入孔の部分を除く。）の厚さは、それぞれ20cm以上であること。
    - エ 吸管投入孔の蓋の部分については、必要な強度を有するものであること。
- 5 原則として防火水槽の直近にその所在が明確に確認できるよう標識を設置しなければならない。ただし、当該防火水槽の設置位置、道路状況等により標識の設置が特に困難な場合はこの限りでない。

#### 第4 林野火災用活動拠点広場

- 1 林野火災用活動拠点広場は、空中消火活動用広場、資機材保管等施設及び空中消火等資機材をもって構成されるものであること。
- 2 空中消火活動用広場の規格は次によるものでなければならない。
- (1) 設置場所は、災害時にヘリコプターが安全に離着陸できる場所であること。
  - (2) 砂じん等が飛散しないよう、接地帯部分及びその周囲に芝張り、舗装等を施したものであること。
  - (3) 付近の消防水利の状況を勘案して貯水槽を整備する場合には、規格は次によるものでなければならない。
    - ア 常時貯水量は、40m<sup>3</sup>以上で、付近の消防水利の水量を勘案して空中消火薬剤調整に必要な水量を確保できる容量であること。
    - イ 貯水槽は有蓋又は無蓋とし、有蓋貯水槽にあつては第3の第2号に定める防火水槽（有蓋）の規格を満たすものであり、無蓋防火水槽にあつては、同第3号に定める防火水槽（無蓋）の規格を満たすものであること。
- 3 資機材保管等施設の規格は次によるものでなければならない。
- (1) 資機材保管室、待機室、仮眠室、便所、その他必要な施設をもって構成されるものであること。
  - (2) 新築で地域の特性に応じた耐火構造であること。
  - (3) 資機材保管室は、消火薬剤が固形化しないよう自然換気設備、機械換気設備又は空

気調和設備を設けること。

- (4) 資機材保管室は、資機材の搬入搬出が容易に行われる構造であること。
- (5) 風向風速計、吹流し、照明設備、通信設備、拡声器、サイレン、リヤカー等空中消火等補給作業に必要な設備を配備すること。
- (6) 毛布、簡易ベッド等待機又は仮眠のために必要な設備を配備すること。

4 空中消火等資機材の規格は次によるものでなければならない。

- (1) 空中消火等資機材は、次に掲げる資機材の全部又は一部をもって構成されるものであること。

ア 消火薬剤散布装置

イ 混合機

ウ かくはん機

エ 粉砕機

オ 組立水槽

カ 可搬式動力ポンプ

キ ホース

ク 吸管

ケ ベルトコンベア

コ 可搬式散水装置

- (2) 消火薬剤散布装置の規格

ア ヘリコプターの下部に懸吊し、ヘリコプター内部からの電動操作により上空から目的地に消火薬剤を放出散布することができる構造であること。

イ ヘリコプターに懸吊飛行の際、消火薬剤散布前、散布後のいずれの場合にあっても、飛行速度毎時110kmで安全性があること。

ウ 散水装置本体、スプリングベルト、電源ボックス、コントロールボックス及びコードで構成されるものであること。

- (3) 混合機の規格

ア 水流を利用し水に消火薬剤及び展着剤を混合して、消火用水溶液をつくるものであること。

イ 組立水槽の上に備えることができる構造であること。

- (4) かくはん機の規格

ア 回転羽根の回転等により、水に消火薬剤及び展着剤をかくはんして消火用水溶液をつくるものであること。

イ 組立水槽の上に備えることができる構造であること。

- (5) 粉砕機の規格

ア 固形化した消火薬剤を水に容易に混合、かくはんできるよう粉砕するものであること。

イ 粉砕爪、粉砕刃等の粉砕部分は、手が触れない安全な構造であること。

- (6) 組立水槽の規格

内容積が約2.5㎡以上であり、空重量が60kg以下であること。

(7) 可搬式動力ポンプの規格

動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）第21条に掲げるポンプの級別がB-3以上に適合するものであること。

(8) ホースの規格

消防用ホースの技術上の規格を定める省令（昭和43年自治省令第27号）の呼称65に適合するものとし、その長さ20mであること。

(9) 吸管の規格

ア 消防用吸管の技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第25号）の呼称75又は90に適合するものとし、長さ6m以上であること。

イ 吸管には、ストレーナー及びちりよけ籠をつけること。

(10) ベルトコンベアの規格

ア 全長4m以上であり、最大能力は毎時30t以上であって、動力用エンジンを備えるものであること。

イ ベルトコンベアの使用傾斜角は、18度以上であること。

(11) 可搬式散水装置の規格

ア 背負いバンド付水袋、手動式ポンプ及びホースから構成されるものであること。

イ 消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第1条の2第13号に規定するA火災について、同令第3条の規定により測定した能力単位が2以上の性能を有するものであること。

## 第5 活動火山対策避難施設

1 活動火山対策避難施設は、退避壕、退避舎及びヘリコプター離着陸用広場の全部又は一部をもって構成されるものであること。

2 退避壕及び退避舎の規格は次によるものでなければならない。

(1) 鉄筋コンクリート造又は鉄筋鉄骨コンクリート造のもので、火山爆発の際に落下する噴石等から、住民の生命及び身体の安全を確保できるものであること。

(2) その他の規格は、消防庁長官が認めるものであること。

3 ヘリコプター離着陸用広場の規格は次によるものでなければならない。

(1) 地面が堅固でかつ付近に障害がなく、ヘリコプターが安全に離着陸できるものであること。

(2) その他の規格は、消防庁長官が認めるものであること。

## 第6 広域訓練拠点施設

広域訓練拠点施設は、原則として都道府県単位で整備するものであり、次に掲げる要件を満たすものであるほか、消防庁長官が認めるものであること。

1 鉄筋コンクリート造等の堅ろうな構造であること。

2 次に掲げる訓練のいずれかを有効かつ安全に実施可能な設備を設けること。

- (1) ロープ操法訓練、架梯訓練、連携放水訓練及び水難救助訓練
- (2) 耐熱耐煙訓練及び化学薬品漏洩処理訓練
- (3) NBC災害に対応するための資機材習熟訓練
- (4) その他交付金事業者が必要とする訓練

## 第7 画像伝送システム（施設分）

1 画像伝送システム（施設分）は、次に掲げる施設が一体となって構成されるものであること。ただし、消防用高所監視施設と同等の機能を有する既存の施設を利用する場合は、(1)のみで構成することができる。

- (1) 消防本部地球局施設
- (2) 消防用高所監視施設（鉄塔又は鉄柱の整備を伴うものであって、その整備数は原則として3を上限とする。ただし、市街地を網羅できない等の事情がある場合にあっては、この限りでない。）

### 2 消防本部地球局施設の規格

#### (1) 規格概要

本施設は、衛星通信ネットワークに接続して消防庁、都道府県及び他の消防本部と消防防災通信を行うもので、次に掲げる装置を整備するものであること。

ア アンテナ装置

イ 送受信装置

ウ 搬送端局装置

エ 映像送出装置

オ 映像受信装置

カ 一斉受令装置

キ 電源装置

#### (2) 機能

本施設は次の機能を有すること。

ア 個別通信機能

イ IP型データ伝送機能

ウ 一斉受令機能

エ 映像送出機能

#### (3) 装備回線

本施設は最低次の回線を有すること。

ア 個別通信／IP型データ伝送回線 5回線

イ 一斉受令回線 2回線

ウ 映像送受信回線 1回線

## 第8 救急安心センター等整備事業

1 救急安心センター整備事業は、電話交換機、電話機及び電話回線の全部又は一部をも

って構成されるもので、次に掲げる要件を満たすものであること。

- (1) 都道府県域内を主な対象とする住民の救急相談に応える窓口を消防機関等に設置すること。
  - (2) 救急相談窓口で対応する医師、看護師又は相談員が24時間、365日体制で常駐すること。
  - (3) 緊急性がある場合には、直ちに救急車を出場させる体制を構築すること。
- 2 救急医療情報収集装置は、情報収集装置、電話回線及び端末装置の全部又は一部をもって構成されるもので、端末装置から救急医療情報を検索及び閲覧できるものであること。

## 第9 高機能消防指令センター総合整備事業

1 高機能消防指令センター総合整備事業は、次に掲げる装置の全部又は一部をもって構成されるものであること。

- (1) 指令装置
  - ア 指令台
  - イ 自動出動指定装置
    - (ア) 制御処理装置
    - (イ) ディスプレイ
  - ウ 地図等検索装置
    - (ア) 地図等検索装置
    - (イ) 地図用ディスプレイ
  - エ 長時間録音装置
  - オ 非常用指令設備
  - カ 指令制御装置
  - キ 携帯電話・IP電話受信転送装置
  - ク プリンタ
  - ケ カラープリンタ
  - コ スキャナ
  - サ 署所端末
- (2) 指揮台
- (3) 表示盤
  - ア 車両運用表示盤
  - イ 支援情報表示盤
  - ウ 多目的情報表示装置
- (4) 無線統制台
- (5) 指令電送装置
  - ア 指令情報送信装置
  - イ 指令情報出力装置
- (6) 気象情報収集装置

- (7) 災害状況等自動案内装置
- (8) 順次指令装置
- (9) 音声合成装置
- (10) 出動車両運用管理装置
  - ア 管理装置
  - イ 車両運用端末装置
  - ウ 車外設定端末装置
- (11) システム監視装置
- (12) 電源設備
  - ア 無停電電源装置
  - イ 直流電源装置（12V系）
  - ウ 直流電源装置（48V系）
  - エ 非常用発動発電機
  - オ 非常用発動発電機（署所端末用）
- (13) 統合型位置情報通知装置
- (14) 位置情報通知装置
- (15) 消防用高所監視施設

2 各装置の規格は、次のとおりであること。

- (1) 指令装置は、火災・救急等の受付指令業務が有効に行えるものであること。
- (2) 指令装置の指令台の回線収容容量は、回線種別ごとにそれぞれ必要な能力を備えていること。また、これらの能力に加え、携帯電話119番通報の転送用及び転送受信用の一般用ISDN回線（災害時優先）を備えていること。
- (3) 指令装置の自動出動指定装置は、指令装置及び地図等検索装置と連動させて、災害地点の決定、出動隊の自動編成、出動指令、災害種別に応じた消防救急活動に必要な情報の検索等緊急時における一連の情報処理の自動化を行うことができるものであること。
- (4) 指令装置の地図等検索装置は、指令装置及び自動出動指定装置と連動させて、災害地点周辺の地図表示を行うことができるものであること。
- (5) 指令装置の携帯電話・IP電話受信転送装置は、携帯電話119番通報及びIP電話119番通報を緊急通報呼用ISDN回線で受信可能であり、一般用ISDN回線（災害時優先）により、携帯電話119番通報の転送及び転送受信ができるものであって、119番通報呼の転送と同時に発信者番号、電話事業者コード等を転送及び転送受信する能力を備えているものであること。
- (6) 指令装置の署所端末は、署所に設置するものとし、出動指令の受令及び車両運用表示盤への設定入力（受令電話機を除く。）が行えるものであること。
- (7) 指揮台は、指令台と併設するものとし、指令台の指揮統制を有効に行えるものであること。
- (8) 表示盤は、車両運用状況を有効に表示できる車両運用表示盤、気象観測情報等支援

情報を有効に表示できる支援情報表示盤及び消防救急業務に必要な各種支援情報を切り替えて有効に表示できる多目的情報表示装置の全部又は一部をもって構成されるものであること。

- (9) 無線統制台は、消防無線の全チャンネルを収容し、無線交信の統制を有効に行えるものであること。
- (10) 指令電送装置は、指令台の出動指令操作と連動して自動出動指定装置からの出動指令情報を署所・消防車両等へ電送できるものであること。
- (11) 気象情報収集装置は、気象情報を自動観測し、表示及び記録ができるものとし、処理装置、プリンタ、データロガー、発信機（風向、風速、温度、湿度、雨量、気圧等）、変換器等をもって構成されるものであること。
- (12) 災害状況等自動案内装置は、加入電話等による市民からの災害状況や当番病院の問い合わせ等に対し、案内ができるものであること。
- (13) 順次指令装置は、災害発生時に、非番職員、消防団員及び関係機関に順次呼び出しによる招集指令が行えるものであること。
- (14) 音声合成装置は、災害通報からの覚知情報を基に、災害種別、災害地点、出動車両等の情報を自動的に編集し、指令及び案内メッセージの音声合成ができるものであること。
- (15) 出動車両運用管理装置は、車両運用端末装置からの車両動態及び車両位置情報（離島型を除く。）等を無線回線等を介して受信、管理が行える管理装置、車両に設置する車両運用端末装置及び車外活動時に動態設定が行える車外設定端末装置をもって構成されるものであること。
- (16) 出動車両運用管理装置の管理装置は、自動出動指定装置及び車両運用表示盤に接続できるものであり、必要に応じ、車両の位置情報を管理できるものであること。
- (17) 出動車両運用管理装置の車両運用端末装置は、車両動態情報を管理装置に送信できるものであり、必要に応じ、車両の位置情報を GPS 等から取得し、管理装置に送信できるものや、道路地図、住宅地図等を搭載し、ナビゲーション機能及び管理装置から受信した出動指令情報等の表示が行えるものであること。
- (18) システム監視装置は、本システムの運用状況を管理し、現在の動作状況及び障害発生を指令員等に通知できるものであること。
- (19) 電源設備は、本システムの各装置の電源を一元的に管理し、安全性に十分配慮された構造を有し、かつ配置されるものであること。
- (20) 統合型位置情報通知装置は、固定電話からの 119 番通報による災害地点等が不明な場合には、発信地照会要求ボタンを押すことにより、通報に使用された電話の設置場所、電話番号、契約者氏名、電話機の種類を瞬時にディスプレイに表示でき、また、携帯電話や IP 電話等からの 119 番通報の場合には、発信位置に関する情報を自動的に通知し、これに連動して発信位置、電話番号等を瞬時にディスプレイに表示できるものであること。
- (21) 位置情報通知装置は、携帯電話や IP 電話等からの 119 番通報の発信位置に関する情

報を自動的に通知し、これに連動して発信位置、電話番号等を瞬時にディスプレイに表示できるものであること。ただし、簡易型端末方式（独立した装置で位置情報を受信するもので、指令装置と自動的に連動できないもの）を除く。

- (22) 消防用高所監視施設は、鉄骨造等の堅ろうな塔又は鉄柱を設置し、昼間用カラーカメラ装置、夜間用カメラ装置又は昼夜兼用カメラ装置（昼間においては、カラーに限る。）及び回転台等を設け、操作卓（受信装置を含む。）からの遠隔制御により、消防本部又は消防署に映像を送信できるものであること。

## 別表第2

- 1 別表第1の第1の「耐震性貯水槽」の交付対象経費は、(1)工事費（施設整備に必要な工事費又は工事請負費（飲料水供給施設に要する経費を除く。）、(2)事務雑費（工事施工に伴い必要な事務に要する経費。ただし、工事費の2.9%以内とする。）とする。
- 2 別表第1の第2の「備蓄倉庫」の交付対象経費は、(1)工事費（施設整備に必要な工事費又は工事請負費（門、困障、排水施設、構内通路及び外溝整備に要する経費を含む。）、(2)事務雑費（工事施工に伴い必要な事務に要する経費。ただし、工事費の2.9%以内とする。）とする。
- 3 別表第1の第3の「防火水槽（林野分）」の交付対象経費は、(1)工事費（本工事費及び工事雑費をいう。）、(2)事務雑費とする。
- 4 前項の場合において、本工事費とは、直営のときは労務費、材料費（運搬費を含む。以下同じ。）、損料、保険料等をいい、請負のときは労務費、材料費、損料、諸経費（請負業者が負担する保険料、請負業者の利潤等をいう。）等をいい、工事雑費とは、工事現場において、必要な備品購入費、消耗品費、光熱水費等をいい、事務雑費とは、工事に伴う職員の旅費、備品購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等をいう。この場合において、基準額に対する工事雑費、事務雑費及び諸経費の割合は、工事雑費については2%以内、事務雑費については2.9%以内、諸経費については5%以内とする。
- 5 別表第1の第4の「林野火災用活動拠点広場」の空中消火活動用広場及び資機材保管等施設の交付対象経費は、(1)建築工事費（直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費）、(2)工事雑費（建築工事費の2%以内とする。ただし、人件費は除く。）、(3)事務雑費（工事施工に伴い必要な事務に要する経費。ただし、建築工事費及び工事雑費の合計額の2.9%以内とする。）とし、空中消火等資機材の交付対象経費は、消火薬剤散布装置、混合機、かくはん機、粉碎機、組立水槽、可搬式動力ポンプ、ホース、吸管、ベルトコンベア及び可搬式散水装置のうち、交付金事業者が選択するものの購入費とする。  
なお、交付金事業者が定める林野火災用活動拠点広場整備計画に基づき、林野火災用活動拠点広場を構成する区分の一部を整備する場合にも、これを交付対象施設とする。
- 6 別表第1の第5の「活動火山対策避難施設」の交付対象経費は、(1)工事費（施設整備に必要な工事費）、(2)事務雑費（工事施工に伴い必要な事務に要する経費。ただし、工事費の2.9%以内とする。）とする。
- 7 別表第1の第6の「広域訓練拠点施設」の交付対象経費は、(1)工事費（施設整備（外構工事費を含む。）に必要な工事費又は工事請負費）、(2)事務雑費（工事施工に伴い必要な事務に要する経費。ただし、工事費の2.9%以内とする。）とする。
- 8 別表第1の第7の「画像伝送システム（施設分）」の交付対象経費は、(1)建築工事費（直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費）、(2)工事雑費（建築工事費の2%以内とする。ただし、人件費は除く。）、(3)事務雑費（工事の施工に直接必要な事務雑費であって、建築工事費及び工事雑費の合計額の2.9%以内。）とする。

- 9 別表第1の第8の「救急安心センター等整備事業」の交付対象経費は、(1)工事費（施設整備に必要な工事費又は工事請負費）、(2)事務雑費（工事施工に伴い必要な事務に要する経費。ただし、工事費の2.9%以内とする。）とする。
- 10 別表第1の第9の「高機能消防指令センター総合整備事業」の交付対象経費は、(1)工事費（施設整備に必要な工事費又は工事請負費、システム据付に伴う室内改修費（壁面補強、床高確保、床荷重補強等）及び機器の据付・調整に必要な経費）、(2)事務雑費（工事施工に伴い必要な事務に要する経費。ただし、工事費の2.9%以内とする。）、(3)その他施設に必要な資機材等の購入費とする。

別表第3

添付書類一覧表

	交付申請書に添付する書類			実績報告書に添付する書類											
	設計書別記様式第2	構造図又は設計図	位置図及び用地占有状況の説明書	契約書の写又は請書の写	納品書の写又は竣工届の写	検収調書の写又は竣工検査書の写	設計書別記様式第10に準じたもの	構造図又は設計図	位置図及び用地占有状況の説明書	栗石厚又は基礎工事及び配筋関係を示す写真	躯体コンクリートの強度を証明する書類	検査済証の写	無線免許状の写	施設及び配置又は設置場所を明示する写真	中継方式図及び法令等に基づく検査又は認定されたことを示す証拠の写
耐震性貯水槽	○	○	○	○	○	○	○	○注4	○	○注4	○注4			○	
備蓄倉庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
防火水槽 (林野分)	○	○	○	○	○	○	○	○注4	○	○注4	○注4			○	
林野火災用 活動拠点広場	○	○	○	○	○	○	○注5	○注4	○注6	○注4	○注4			○	
活動火山対策 避難施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○注7			○	
広域訓練拠点 施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	
画像伝送シス テム(施設分)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○注8	○	
救急安心センタ ー等整備事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	
高機能消防指令セン ター総合整備事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○注9	○注9				○	○注10

注1 契約書の写又は請書の写は、直接工事で行う場合は、支出証拠書類（領収書）の写とする。

- 注2 納品書の写は、第4条に定める規格を充足することを示す仕様書の写を添付すること。
- 注3 検収調書の写又は竣工検査書の写は、交付金事業者の財務規則等に基づくものとする。
- 注4 二次製品耐震性貯水槽、二次製品防火水槽及び二次製品貯水槽(以下「二次製品耐震性貯水槽等」という。)については、構造図又は設計図、栗石厚又は基礎工事及び配筋関係を示す写真並びに躯体コンクリートの強度を証明する書類に代えて、当該二次製品耐震性貯水槽等を製造する工場の試験設備及び品質管理に係る審査記録書並びに当該二次製品耐震性貯水槽等の設計図(組立図、部材図、配筋図、鉄筋加工図及び接合部詳細部図を含む。)、構造計算書、材料証明書及び施工要領書並びに当該二次製品耐震性貯水槽等について個別にこれらの仕様等により製造されたことを確認した記録を添付するものとする。この場合において、JIS規格(JISQ0065(ISO/IECガイド65))に定める要求事項に基づき二次製品耐震性貯水槽等の認証業務を行う第三者機関(これらの書類を保管する者に限る。)が当該二次製品耐震性貯水槽等について個別に交付要綱に定める規格に適合する旨を証する書類に代えることができるものとする。
- 注5 林野火災用活動拠点広場のうち空中消火活動用広場及び資機材保管等施設については、設計書及び構造図又は設計図を添付するものとする。
- 注6 林野火災用活動拠点広場の添付書類のうち位置図及び用地占有状況の説明書には、詳細な配置図を添付するものとする。
- 注7 活動火山対策避難施設のうち退避壕及び退避舎については、躯体コンクリートの強度を証明する書類を添付するものとする。
- 注8 画像伝送システム(施設分)のうち消防本部地球局施設については、無線局免許状の写を添付するものとする。
- 注9 高機能消防指令センター総合整備事業のうち消防用高所監視施設については、位置図及び用地占有状況の説明書、栗石厚又は基礎工事及び配筋関係を示す写真を添付するものとする。
- 注10 高機能消防指令センター総合整備事業のうち指令装置、指令電送装置又は出動車両運用管理装置については、中継方式図及び法令等に基づく検査又は認定されたことを示す証票の写を添付するものとする。
- ※ その他消防庁長官が必要と認めるものについては別途通知する。

消防庁長官

交付金事業者の名称

その長の職、氏名



平成 年度地域自主戦略交付金の交付申請書

平成 年度地域自主戦略交付金の交付を受けたいので、次のとおり申請する。

1 交付事業の目的

2 交付事業の内容、総事業費及び交付金額

(単位：千円)

交付事業名	地 域 区 分	配置又は 設置場所	数 量	総事業費	交付対象 事 業 費	交付金額
計						

3 契約の方法、契約の予定日及び交付事業完了の予定日

交付事業名	地 域 区 分	契約の方法	契約予定日	交付事業完了の 予 定 日	備 考
			交付決定の日から 日以内	契約の日から 日以内	

4 添付書類

## 記載上の注意

- ア 同一交付事業名のものを2以上購入しようとする場合において、規格等、配置又は設置場所及び数量を異にする場合は、それぞれ行を異にして記載し、備考欄に配置又は設置場所を記載すること。
- イ 地域区分欄には、一般地域分は一般、離島地域分は離島、避難施設緊急整備分は避難、地震防災対策強化地域分は地震、地震防災緊急事業分は地防、過疎地域分は過疎とそれぞれ記載すること。
- ウ 配置又は設置場所欄は、救急安心センター等整備事業及び高機能消防指令センター総合整備事業にあつては、配置する消防機関名（消防本部名、消防署名、消防出張所名等）、その他の施設にあつては、設置場所の地番を記載すること。
- エ 総事業費欄には、単独事業部分を含めた経費を、交付対象事業費欄には交付対象規格に係る経費をそれぞれ記載し、千円未満の端数は切り捨てること。
- オ 契約の方法欄には、競争入札又は随意契約の別を記載すること。
- カ 耐震性貯水槽等で請負方式によらず直轄方式によるものについては、「契約予定日」とあるのは「着工予定日」と、交付事業完了の予定日欄中「契約の日」とあるのは「着工の日」と読み替えるものとする。
- キ 交付事業の完了の予定日欄に記載する交付事業の完了の日は、必要な検査証等の交付された日又は検収の日のうち、いずれか遅い日とする。
- ク 設計書、構造図又は設計図が必要な場合で、同一のものが2個以上となる場合には、設計書等は1個分のものだけを作成し、施工箇所は別紙にして差し支えない。
- ケ 位置図は、耐震性貯水槽にあつては1万分の1程度の縮尺のもの、防火水槽（林野分）にあつては半径140m以内の防火対象物の位置が確認できる程度の縮尺のものを使用すること。また、林野火災用活動拠点広場についてはヘリコプター離着陸の障害となる周辺の工作物等の位置及び高さを記載すること。
- コ 用地占有状況の説明は、位置図に簡単に記載して差し支えない。
- サ 林野火災用活動拠点広場の配置図には、空中消火活動用広場（貯水槽を含む。）及び資機材保管等施設を記載すること。

別記様式第 2

設 計 書		
工 事 件 名	○○○○○○○○○○○○新設工事	
施 設 箇 所	○○○○町字○○○○番地（又は別紙）	
工 事 内 容	（規格の概要）	
設 計 総 額	千円	構成比%
内 訳	本工事費 諸経費 工事雑費 事務雑費 付帯工事費	

記載上の注意

- ア 工事件名については、現場打ち耐震性貯水槽 1 基、現場打ち防火水槽（林）1 基等の例によること。
- イ 工事内容は、耐震性貯水槽、防火水槽（林野分）及び林野火災用活動拠点広場の貯水槽にあつては、縦 m、横 m（又は内径 m）、深さ m、備蓄倉庫及び林野火災用活動拠点広場の資機材保管等施設にあつては、鉄筋コンクリート造 1 棟（床面積 m<sup>2</sup>）、林野火災用活動拠点広場の空中消火活動用広場（貯水槽を除く。）及び活動火山対策避難施設のヘリコプター離着陸用広場にあつては、面積 m<sup>2</sup>、広域訓練拠点施設にあつては、鉄筋コンクリート造 階建（延面積 m<sup>2</sup>）等の例によること。なお、画像伝送システム（施設分）、救急安心センター等整備事業及び高機能消防指令センター総合整備事業については、不要とする。

交付金交付調書（ 年度）

都道府県名 \_\_\_\_\_

(単位：千円)

地方公共 団体名	交 付 対 象 施設の 種 類	地域 区分	配置（設 置）場所	数 量	交付 金額	交付決 定番号	交 付 決 定 年月日	変更内容 廃止理由	変更等承 認年月日	交 付 対 象 事業に係る 実 支 出 額	確定額	確定 番号	確 定 年月日	処分制限 期間

- (注) 1 地域区分欄については、交付申請書（別記様式第1）の地域区分の記載例により記載すること。  
 2 交付対象施設の種類のについては、交付申請書の交付事業名欄の記載例により記載すること。  
 3 配置（設置）場所については、交付申請書の配置又は設置場所の記載例により記載すること。  
 4 本調書は1部を消防庁長官に交付申請書を提出する際に提出し、1部を都道府県知事が保管し、変更承認等必要事項の記録、交付金の額の確定の記録、財産処分等の記録に使用するものである。

番 号  
年 月 日

消防庁長官

交付金事業者の名称

その長の職、氏名



平成 年度地域自主戦略交付金事業に係る  
経費の流用承認申請書

平成 年 月 日付け消防指第 号により交付決定された平成 年度地域自主戦略交付金事業の経費を事務費へ流用したいので、地域自主戦略交付金交付要綱(消防防災施設整備に関する事業) 第12条の規定に基づき、次のとおり申請する。

1 事務費へ流用する理由

2 事務費へ流用しようとする交付事業の内容

(単位：千円)

交付事業名	地域区分	配置又は設置場所	数量	総事業費	交付対象事業費	交付金額

3 事務費へ流用する金額

4 添付書類

設計書（交付申請書に対応するもので変更前の部分を下段に表示し、変更後の部分を上段に表示することとし、二段書とすること。）

番 号  
年 月 日

消防庁長官

交付金事業者の名称

その長の職、氏名



平成 年度地域自主戦略交付金事業に係る  
事業内容の変更承認申請書

- 1 交付事業の内容を変更しようとする理由
- 2 変更しようとする交付事業の内容

(単位：千円)

交付事業名	地域 区分	配置又は 設置場所	数量	総事業費	交付対象 事業費	交付金額
全 体 計			変更後			
			変更前			

備考 変更前の部分を下段に表示し、変更後の部分を上段に表示することとし、二段書とすること。なお、全体計欄には、変更前に係る全体の数値を下段に表示し、変更後に係る全体の数値を上段に表示すること。

### 3 変更しようとする契約の方法、契約予定日及び交付事業完了の予定日

交付事業名	地域区分	契約の方法	契約予定日	交付事業完了の予定日	備考
			承認の日から 日以内	契約の日から 日以内	
			交付決定の日から 日以内	契約の日から 日以内	

- 4 添付書類（交付申請書に添付した書類のうち変更事項に係る書類を添付すること。）
- （1）設計書（申請書の様式にしたがって作成し、変更前の部分を下段に表示し、変更後の部分を上段に表示することとし、二段書とすること。）
  - （2）構造図又は設計図（変更に係る部分を赤字で表示すること。）
  - （3）位置図及び用地占有状況の説明書（変更に係る部分のみ）
  - （4）配置図（林野火災用活動拠点広場の変更に係る部分のみ）

#### 記載上の注意

変更しようとする施設についてのみ記載するものとするが、全体計欄には、交付申請書に記載した交付金額の総額を記載すること。

別記様式第 6

番 号  
年 月 日

消防庁長官

交付金事業者の名称

その長の職、氏名



平成 年度地域自主戦略交付金事業に係る  
交付対象施設の規格の一部変更承認申請書

平成 年度地域自主戦略交付金事業に係る交付対象施設の規格を下記のとおり変更  
したいので、地域自主戦略交付金交付要綱（消防防災施設整備に関する事業）第12条の  
規定に基づき、次のとおり申請する。

記

- 1 変更する交付対象施設の種類等
- 2 変更する部分
- 3 変更する理由（特殊事情）

（注）変更する施設の仕様書及び図面を一部添付し、変更する部分を朱書きとすること。

番 号  
年 月 日

消防庁長官

交付金事業者の名称

その長の職、氏名



平成 年度地域自主戦略交付金事業の  $\left( \begin{array}{c} \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right)$  の承認申請書

平成 年 月 日付け消防指第 号により交付決定された平成 年度  
地域自主戦略交付金事業に係る事業を  $\left( \begin{array}{c} \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right)$  したいので、地域自主戦略交付金交付  
要綱（消防防災施設整備に関する事業）第12条の規定に基づき、次のとおり申請する。

1 交付事業を  $\left( \begin{array}{c} \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right)$  しようとする理由

2  $\left( \begin{array}{c} \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right)$  しようとする交付事業の内容

(単位：千円)

交付事業名	地域区分	配置又は設置場所	数量	総事業費	交付対象事業費	交付金額

番 号  
年 月 日

〔 消 防 庁 長 官 〕  
〔 都 道 府 県 知 事 〕

交付金事業者の名称

その長の職、氏名



平成 年度地域自主戦略交付金事業の遅延報告について

平成 年 月 日付け消防指第 号により交付決定された平成 年度地域自主戦略交付金事業について

〔 事業が予定の期間内に完了し難くなった 〕  
〔 事業が年度内に完了し難くなった 〕  
〔 事業の遂行が困難となった 〕  
ので、地域自主戦略交付金交付要綱（消防  
防災施設整備に関する事業）第12条の規定に基づき報告する。

1 〔 予定の期間まで 〕  
〔 年度内 〕に完了しない理由（交付事業の遂行が困難となった場合を含む。）

2 交付事業の施行の経過

3 契約（予定）日及び交付事業の完了予定日

交付事業名	地域区分	契約（予定）日	交付事業の完了予定日	摘要

備考 変更後に係るものを上段に、当初申請に係るものを下段に表示することとし、二段書とすること。

番 号  
年 月 日

〔 消防庁長官 〕  
〔 都道府県知事 〕

交付金事業者の名称

その長の職、氏名



平成 年度地域自主戦略交付金事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で申請し、平成 年 月 日付け消防指第 号により交付決定された平成 年度地域自主戦略交付金事業につき、

〔 完 了 〕  
〔 廃 止 〕  
〔 会計年度が終了 〕

したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

(昭和30年法律第179号) 第14条の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 交付事業の内容

交付事業名	地域区分	配置又は設置場所	数量	変更の有無	摘要

2 交付事業ごとに確定を受けようとする交付金の額

(単位：千円)

交付事業名	地域区分	総事業費	交付対象事業費	交付金額
計				

3 契約の方法、契約日及び交付事業完了日

交付事業名	地域区分	契約の方法	契約日	完了日

4 交付事業が年度内に完了しない場合における翌年度以降の交付事業の遂行に関する計画

5 添付書類

記載上の注意

ア 記載方法は、交付申請書の記載例によること。

イ 完了に係るものを上段に、申請に係るものを下段に表示することとし、二段書とすること。

ウ 交付事業の内容の表中「変更の有無」の欄には、第12条第2項に規定する軽微な変更の有無を記載し、変更がある場合には当該変更の内容を記載した書類を添付すること。

別記様式第10

設 計 書									
工 事 件 名		○○○○○○○○○○○○新設工事							
施 設 箇 所		○○○○町字○○○○番地（又は別紙）							
工 事 内 容		（規格の概要）							
設 計 総 額							千円	構 成 比 %	
内 訳	本 工 事 費								
	諸 経 費								
工 事 雑 費									
事 務 雑 費									
付 帯 工 事 費									
工種	名称	品種	寸法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要	

記載上の注意

- ア 工事件名については、現場打ち耐震性貯水槽 1 基、現場打ち防火水槽（林）1 基等の例による。
- イ 工事内容は、耐震性貯水槽、防火水槽（林野分）及び林野火災用活動拠点広場の貯水槽にあつては、縦 m、横 m（又は内径 m）、深さ m、備蓄倉庫及び林野火災用活動拠点広場の資機材保管等施設にあつては、鉄筋コンクリート造 1 棟（床面積 m<sup>2</sup>）、林野火災用活動拠点広場の空中消火活動用広場（貯水槽を除く。）及び活動火山対策避難施設のヘリコプター離着陸用広場にあつては、面積 m<sup>2</sup>、広域訓練拠点施設にあつては、鉄筋コンクリート造 階建（延面積 m<sup>2</sup>）等の例によること。なお、画像伝送システム（施設分）、救急安心センター等整備事業及び高機能消防指令センター総合整備事業については、不要とする。
- ウ 数量の積算基礎は、別紙に記載すること。（構造図中でも差し支えない。）
- エ 歩掛かりは、摘要欄に記載すること。
- オ 本様式は、当該交付金事業者等が用いるもので、本様式の内容を充足し、代替し得るものがある場合には、それによって差し支えない。

番 号  
年 月 日

殿

消 防 庁 長 官

印

都 道 府 県 知 事

平成 年度地域自主戦略交付金確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号により報告された平成 年度地域自主戦略交付金の額は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、金 千円に確定したので通知する。

番 号  
年 月 日

消防庁長官

都道府県知事



平成 年度地域自主戦略交付金の確定について（報告）

標記交付金について、今回次のとおり交付金の額を確定したので、地域自主戦略交付金交付要綱（消防防災施設整備に関する事業）第19条第3項の規定に基づき報告する。

1 確定状況（第 回）

（単位：千円）

交付決定額 ①	前回までの 確定額 ②	今回確定額 ③	確定総額 ② + ③	確定減額	残額 ① - ② - ③

2 今回確定内訳

（単位：千円）

団体名	施設の種類	地域 区分	配置（設置場所）	交付決定額	確定額	確定減額
合 計						

（注）記載に当たっては、施設の種類ごとにまとめずに一件ごとに記載すること。

3 別添 実績報告検収調書（最終回のみ）

実績報告検収調書 ( 年度 )

地方 公共 団体名	交付 対象 施設の 種類	配置 (設置) 場所	契約 年月日	交付 事業 終了 年月日	添 付 書 類											
					契約書の写又は請書の写	納品書の写又は竣工届の写及びその納品日等	検収調書の写又は竣工検査書の写及びその検収日等	設計書別記様式第 10 に準じたもの	構造図又は設計図	位置図及び用地占有状況の説明書	躯体コンクリートの強度を証明する書類の写	二次製品耐震性貯水槽又は二次製品防火水槽として適合する旨を証する書類の写	検査済証の写	無免許状の写	写真	中継方式図及び法令等に基づく検査又は認定がなされたことを示す証票の写

- (注) 1 地方公共団体名、交付対象施設の種類の、配置（設置）場所については、交付金交付調書の記載順に記載する。  
 2 契約年月日欄は施設ごとに記載するものとするが、一括して契約した場合は 1 本にまとめて記載して差し支えない。  
 3 添付書類の欄は、交付事業に関する契約書の写等が添付されているかを点検するものであり、添付されている場合には○印を、添付されていない場合には×印を附すること。

別記様式第 14

表		面	
←	6.5 cm	→	
↑	第 年 月 日 発行	官 職 氏 名	年 月 日 生
9 cm	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第23条第2項の規定による検査員の証		
	年 月 日 まで有効	総務大臣	
↓		（都道府県知事）	印

備考 用紙は厚質白紙とする。

裏		面	
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 （昭和30年法律第179号）抜すい			
<p>第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の職員はその身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>			
<p>〔 第26条 （略） 2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる 〕</p>			

（ ）内は都道府県知事が発行する場合